

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、平成〇〇年〇月〇日付けで審査請求人が行った保護開始申請（以下「本件保護開始申請」という。）に対し、同人から提出された資料等に基づき要否判定を行った結果、審査請求人世帯の収入額〇〇〇〇〇〇〇〇円が、最低生活費及び医療費等の合算額〇〇〇〇〇〇〇円を上回っていることから、保護の要件を満たさないとして、本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、収入に比べ、医療費が高額で生活できず、処分庁が算出した医療費の額はおかしいこと、また、年金をもらっている人に生活保護費が出ないのはおかしい旨主張する。

しかしながら、処分庁は審査請求人から提出のあった医療機関の領収書に基づき、医療費見込み額を算出した事実が認められる。そして、生活保護はその利用し得る資産などを活用することを要件として行われ、年金は実際の受給額を認定することとされることから処分庁は年金を収入とし、後記第5の1の(4)及び(6)に基づき、保護の要否決定を行ったもので、その判断に違法又は不当な点は認められない。そして、仮に審査請求人が主張するとおり、審査請求人が提出した医療機関の領収書以外の医療費があったとしても、後記第5の1の(3)のとおり、基準額を超える医療費については高額療養費が支給される旨定められており、審査請求人世帯の最低生活費に当該基準額を追加した場合においても、審査請求人世帯の収入額は最低生活費を上回ることが認められることから、後記第5の1の(1)から(6)に照らし、本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は、処分庁担当者が審査請求人の求めに応じず上席や所長に対応を替わらなかったことなどが不当である旨主張するが、これは審査請求人に対する処分庁の対応の仕方に関するものであり、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分に該当せず、審査請求の対象となる事項ではないことから、当審査庁の審査の対象外の事項である。

(3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成30年3月6日	諮問の受付
平成30年3月7日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：3月23日 口頭意見陳述申立期限：3月23日
平成30年3月13日	第1回審議
平成30年4月20日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第8条第1項は、保護の程度に関し、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定め、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。

そして、法第1条及び第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）をいう。以下同じ。）を定めている。

- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）は、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための必要な制度等について規定しており、一部負担金が著しく高額であるときは、高額療養費を支給する旨定めている。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）において、高額療養費の支給要件及び支給額が定められ、高額療養費は基準額を超える場合に支給することとされており、審査請求人世帯の場合は、同一の世帯に属する被保険者が同一の月に受けた療養の基準額は44,400円、被保険者が同一の月に受けた外来療養の基準額は12,000円であ

る。

- (4) 保護基準は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費等を規定しており、審査請求人世帯の居住地の級地区分は〇〇〇〇〇とされ、平成〇〇年〇月時点の居宅における生活扶助の額を算定すると、審査請求人〇〇〇〇〇世帯の場合は〇〇〇〇〇〇〇円である。また、障害者加算については、保護基準別表第1第2章の2により、国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者の〇〇〇の在宅者への加算額は〇〇〇〇〇〇円である。この生活扶助額に、本件については医療費見込み額及び介護保険料等を加えた額が保護の要否判定に用いる最低生活費となる。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(2)のアの(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (6) 次官通知第10において、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇月〇日 審査請求人は処分庁に対し、保護開始申請を行った。
- (2) 平成〇〇年〇月〇日 審査請求人は福祉事務所に来所し、日本年金機構から審査請求人〇〇〇〇〇あての年金振込通知書（支払期：平成〇〇年〇〇月から平成〇〇年〇月まで）及び同人らの医療費負担額がわかる領収書を提出した。
当該通知書によれば、年金の支払額（月額）は、審査請求人が〇〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇が〇〇〇〇〇〇円であることが認められる。
- (3) 平成29年6月14日 処分庁は診断会議を開催し、審査請求人がローン付き住宅を保有（共有持分100分の20）していること及び審査請求人世帯の収入（〇〇〇〇〇〇円）が審査請求人世帯の最低生活費（〇〇〇〇〇〇円）を上回っていることを理由として、本件保護開始申請を却下することを決定した。

処分庁は、同日付けで、本件処分を行った。

3 判断

審査請求人は、収入に比べ、医療費が高額で生活ができないので、保護申請を認めてほしい等主張する。

そこで、判断するに、本件についてみると、処分庁は、前記2（2）のとおり、審査請求人世帯の収入について、〇〇〇〇〇〇〇円と認定したことが認められる。また、保護基準等に基づき、審査請求人世帯の最低生活費を〇〇〇〇〇〇〇円、必要経費を〇〇〇〇〇〇〇円と認定したことが認められる。

そこで、処分庁は、前記1（6）のとおり、審査請求人世帯につき認定した最低生活費と認定した収入と対比したところ、当該世帯の収入（〇〇〇〇〇〇〇円）が当該世帯の最低生活費（〇〇〇〇〇〇〇円）を上回っていること等の理由により本件処分を行ったことが認められる。

以上のとおり、本件処分については、上記1の法令等の定めに従い適法に行われたものであることが認められ、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子